

公益社団法人東京社会福祉士会
第2回 防災対策本部会議 議事録

日時：2024年1月7日 午後5時から午後7時30分

会場：オンライン会議（zoom使用）

参加：岡野範子（本部長）、寺村信行（副本部長）、東早苗（災害対策副責任者）
田村孝憲（事務局長）、渡會沙織（事務局主任）、大塚克久（アドバイザー）
新堀季之（災害対策責任者）

次第

1. 本部長挨拶

2. 第1回会議内容の確認

3. 第2回会議での審議事項確認

①現在の状況確認

- ・被災地の状況：メディアからの情報のみ、直接の情報なし
- ・東京都内の状況：情報なし
- ・会員の状況：情報なし

②関係機関との連携状況、および今後の連携について

- ・日本社会福祉士会
募金（支援金）を開始した。
- ・東京都
特になし
- ・東京都社会福祉協議会
特になし
- ・関東甲信越ブロック県士会災害支援連絡会議：
日本社会福祉士会の岡本副会長から状況報告があった（1月6日付）。
昨年末に連絡会議を行った。連携は、委員間の共有はラインワークスを使用し、
連絡会議の開催は、事務局を通して招集することになっている。

長野県・新潟県の被害状況確認は必要か。被災があれば日本社士会に報告が入っている。
⇒ ① 窓口は一つが良い。

事務局から岡本副会長に状況確認して、関プロの会議の開催について意向を確認する。

・災害復興まちづくり支援機構（当会は正会員）

弁護士会は石川県庁に行っている

社会福祉士の専門性を発揮できる場所は、被災者の生活再建が始まる時（発災後2～3か月後）と思われる。

⇒ ② 当会がDWATに参画していること、日本社士会と連携していることを報告する。
（事務局長大崎様宛）

動きを注視して、現地の県士会に情報提供する。

・その他：DWAT

支援要請は、東京都→DWAT→東社協に入るのではないかな。

当会会員でDWAT登録者は8名程度いる。登録者に直接要請が入る。

DWATに派遣される当会会員をフォローする必要がある。

（DWATの支援は東社協でコーディネートを行う。石川県が支援に関する支払いをする。）
DWATの令和5年度第2回登録研修会の応募締切が間もなくだが、推薦の依頼が入った場合の対応はどうか。

⇒ギリギリでも間に合うようであれば、できる限り推薦を行う。推薦は、これまでと同じ（当会災害福祉委員会に所属する会員、災害支援活動者養成研修及びそれに準ずる研修の受講者であること）条件とする。

③義援金、支援金の案内取り扱い

- ・日本社会福祉士会が行う活動支援金の周知について
日本社士会に支援金の目途（災害救助法を利用したうえでの募金なのか、使用目的等）を確認したうえで、当会からの周知を検討する。
- ・当会独自の義援金や募金は行わない。今後、社会福祉士会としての支援活動を行うことになり、それが長期化するようであれば必要に応じて支援金を募ることを検討する。

④その他

- ・社会福祉士の支援活動は、災害救助法の対象とならないのか。確認が必要。
- ・見舞金について
日本社士会には、被災県士会に対して見舞金（10万円）を支払う規程がある。
当会は規程等で明確に定められていないが、予算には計上している。
（計上内容：他県士会等災害時見舞金＝10,000円×10回）＝100,000円
⇒2月の理事会に向けて規程整備を行い、見舞金（50,000円×2県）の承認をとる。
- ・お金回りの整理（支援要請に備え、手当等を明確にしたうえで支援者募集を行う）
- ・活動者名簿の整理
支援要請があったときに応えられるように声掛けの準備をしておく。
⇒（③）HPの掲載、センター・地区会に対して呼びかける。
現在の当会の連携状況を伝える。軽率に動かないように呼び掛け、派遣要請があったときに備えてもらうよう促す。
- ・支援要請の優先は、以下の順とする。
1. 名簿登録者 2. 災害支援活動者養成研修受講者
⇒研修受講者をリストアップしておく。
- ・災害福祉委員会として、学習会を予定しても良い。
⇒活動者名簿と体制の整備が必要。

4. 業務分掌

- ①日本社会福祉士会の岡本副会長に長野県・新潟県の被害状況確認を確認し、関プロ連絡会議開催の意向を確認する（担当：田村事務局長）
- ②災害復興まちづくり支援機構に当会がDWATに参画していること、日本社士会と連携していることを事務局長大崎様に報告する（担当：田村事務局長）
- ③日本社士会に支援募金の目途を確認し（担当：田村事務局長）、当会HPの掲載文作成（担当：新堀理事）
- ④東社協に、災害対策本部を立ち上げたことをDWAT吉原様に伝える（担当：田村事務局長）

5. 次回会議の開催

派遣依頼、または打診があったとき

6. 事務連絡

特になし